

令和6年度保育所等の保育料

階層区分	定 義 (B階層、C階層とも市町村民税の課税額で判定します。)		保育料(月額)			
			3歳未満児 (3号認定)		3歳以上児 (2号認定)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A階層	生活保護世帯等		0円	0円	0円	0円
B階層	1	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
	2	均等割額のみ (所得割非課税世帯)	7,400	7,200	0	0
	3	所得割の額が38,400円未満	9,100	8,900	0	0
	4	所得割の額が38,400円以上 48,600円未満	10,100	9,900	0	0
C階層	1	48,600円以上51,000円未満	11,700	11,500	0	0
	2	51,000円 " 55,000円 "	12,700	12,400	0	0
	3	55,000円 " 60,000円 "	14,700	14,400	0	0
	4	60,000円 " 68,000円 "	16,700	16,400	0	0
	5	68,000円 " 78,000円 "	20,800	20,400	0	0
	6	78,000円 " 87,000円 "	24,900	24,400	0	0
	7	87,000円 " 97,000円 "	27,000	26,500	0	0
	8	97,000円 " 105,000円 "	31,100	30,500	0	0
	9	105,000円 " 115,000円 "	33,100	32,500	0	0
	10	115,000円 " 126,000円 "	35,600	34,900	0	0
	11	126,000円 " 135,000円 "	39,400	38,700	0	0
	12	135,000円 " 151,000円 "	41,600	40,800	0	0
	13	151,000円 " 169,000円 "	44,000	43,200	0	0
	14	169,000円 " 255,000円 "	51,400	50,500	0	0
	15	255,000円 " 301,000円 "	54,600	53,600	0	0
	16	301,000円 " 397,000円 "	63,600	62,500	0	0
	17	397,000円以上	66,800	65,600	0	0

- ※ 令和6年4月1日時点の年齢で、3歳未満・3歳以上の区分を決定します。
- ※ 4月分～8月分の保育料…令和5年度市町村民税額（令和4年中の収入）
9月分～3月分の保育料…令和6年度市町村民税額（令和5年中の収入）
に基づいて決定します。
- ※ 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、3歳以上の児童の保育料は0円です。
無償化の対象外となる、副食費、延長保育料は、引き続き保護者に負担していただきます。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子以降の子ども（小学校就学前までの児童でカウントします。）については、副食費を免除します。
- ※ 同一世帯の小学校就学前までの児童が、同時に2人以上保育所等を利用する場合
第2子については半額、第3子以降については0円とします。
また、市町村民税所得割合計額が57,700円未満の世帯については、年齢に関係なく、生計を一にしている兄弟姉妹も算定対象とし、B1階層は第2子以降については0円、B2～C3階層（C3階層については市町村民税所得割合計額が57,700円未満の場合）は第2子については半額、第3子以降については0円とします。
- ※ ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯について、B1階層は0円、B2～B4階層は上記の金額より1,000円減額した額とします。
また、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯のうち市町村民税所得割合計額が77,101円未満の多子世帯については、年齢に関係なく、生計を一にしている兄弟姉妹も算定対象とし、第1子については半額（B2～B4階層については1,000円減額した額の半額）、第2子以降については0円とし、3歳未満児にあつては9,000円、3歳以上児にあつては6,000円を上限とします。